

## 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の御案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

詳細については、岐阜県警察本部交通規制課又は管轄する警察署までお問合せください。

*※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があります。*

なお、駐車許可は、各警察署ごとに地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行われるものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。



岐阜県警察本部 交通規制課

## 簡素化・合理化について

### 1 簡素合理化の対象車両について明記

- (1) 医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等のために使用する車両
  - (2) 訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の利用者の居宅において、日常生活上の世話、療養上の管理及び指導等を行うサービスを提供するために、これらのサービスを行う者が使用する車両
- ### 2 駐車日時の記載方法の柔軟化
- ・ 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）
  - ・ 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）  
及び緊急訪問時

と記載し、駐車場所付近の交通状況を勘案した上で、柔軟な対応を実施。

### 3 添付書面の簡素化

従来は、駐車場所について詳細な場所の記載を求めていましたところ、見取図（地図）には訪問先のみ印を付けるのみで申請可能。

新規に申請する場合は、駐車に係る用務の疎明資料により必要性を確認するなど、適宜必要な書類については提出を求める場合がある。

### 4 管轄がまたがる場合の一括受理の規定

駐車許可は警察署長の許可であるため、従来は訪問先毎に管轄する警察署ごとに提出いただいていたおりましたが、負担軽減のため基本的に、事業所などの拠点を管轄する警察署での一括申請が可能。

## 注意事項

- 申請前に、当該訪問先が要件に合致するかどうかを必ず確認してください。
- 審査の結果、要件に合致しない訪問先を不許可とする場合があります。
- 申請に係る訪問先が多く、審査に時間を要し、標準処理期間を超えることがあります。
- 許可証を交付する際に、条件を付す場合があります。必ず確認するようにお願いします。
- 駐車許可は、駐車禁止規制の場所において駐車を許可するものです。法定の駐車・停車禁止場所については、駐車許可証を掲示していても駐車違反となります。